

2019年3月15日 中野区議会本会議可決

婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を国に求める意見書

平成25年9月4日、最高裁判所大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定（民法第900条第4号但書前段）を憲法違反と決定しました。既にこの規定は、同年の臨時国会で改正され、発効しています。同年9月26日に最高裁判所第一小法廷が、この戸籍法第49条第2項第1号の規定を合憲と判断しました。しかし、その判決書は「憲法に違反するものではない」と述べるものの、この規定が「事務処理上不可欠の要請とまでは言えない」と明言している上、立法において見直すべきという補足意見も付されており、決して現状を是としたものではありません。

さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子どもへの不当な差別であるとして法改正が進んでおり、わが国のこの規定も、既に改正された相続分差別とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されており、婚外子の人権尊重のために法改正が望まれます。

もともと、続柄欄で、出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序と家族としての履歴の記録を明確にするためのものであり、現在では必要のないものです。従って、婚外子差別の要因を取り除き、戸籍法上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは実務上極めて合理的であると考えます。

よって中野区議会は、国会及び政府に対し、次の事項が実現するよう求めます。

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、戸籍の実父母との続柄及び養親との続柄を廃止すること。なお、続柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成31年3月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

中野区議会議長 いでい 良輔